

# 国民健康保険の都道府県単位化について

平成29年11月22日  
厚生委員会提出資料

## 市町村で決定すべき事項の取り扱い・方向性について

- 平成29年8月に北海道国民健康保険運営方針が策定され、10月には政令等も改正され制度運営の大枠が整理されました。今後は各市町村で決定する個別事項について整理を行う必要があります。
- 今後整理を要する事項の現状と、運営方針等の規定・取り扱い、それらを踏まえた帯広市としての対応の方向性については、おおむね次のとおりです。

項目	現状	運営方針等の規定・取り扱い	帯広市の対応の方向性	
財政運営・保険料率	法定外繰入の解消	決算補填目的の法定外繰入として平成28年度決算で286,232千円、平成29年度予算で216,742千円を繰入	赤字解消計画を策定し、 <b>保険料の急激な上昇を避けつつ、可能な限り短期間で解消</b> を目指す	運営方針や国のガイドラインに基づき全額の解消を目指しつつ、平成30年度は、保険料負担が増加しないよう留意し <b>法定外繰入の解消を目指す</b>
	基金の運用	実質的な黒字額を基金に積立し、翌々年度に保険料軽減の財源として繰入	基金からの繰入については赤字とみなさないが、その <b>持続性に留意</b> することが必要	保険料収入額の減少を要因とした赤字の補填など、 <b>安定的な財政運営を行うため、必要と見込まれる一定程度の基金を保有</b> する
	保険料賦課割合(保険料水準の統一)	平成4年度の保険料制度導入時に、多人数世帯の負担緩和に配慮して設定した、 <b>所得割:均等割:平等割=50:30:20</b> としている(政令基準は50:35:15)	納付金算定が賦課三方式(所得割と均等割、平等割を加えたものの合算額で保険料を算定)の要素のみとなり、 <b>全道で配分基準が統一されることを目指す</b>	保険料水準の統一に向け、 <b>激変緩和期間終了後に標準保険料率の賦課割合と同率となるよう、段階的に見直す</b> 。ただし平成30年度の取り扱いについては国の要請を踏まえ、個々の被保険者・世帯の <b>保険料負担の変化を抑制する手法を検討</b>
	保険料減免	平成16年度分保険料から災害等にかかる減免に加え、低所得者に対する減免などを含む、現在の保険料減免の制度として運用	新たな制度において財政運営が全道単位になることに伴い、保険料の減免について、 <b>現在の市町村における運用に十分配慮しながら事務の標準化を進める</b>	今後 <b>標準例等を参考に、減免制度のあり方を検討</b> ただし平成30年度の取り扱いについては国の要請を踏まえ、個々の被保険者・世帯の <b>保険料負担の変化を抑制する手法を検討</b>
事務処理・基準の統一	収納率向上対策(滞納処分・短期証・資格書の交付)	平成28年度の収納率は89.92%であり、前年比1.05ポイント上昇するなど向上傾向だが、主要10市中7位滞納処分件数、短期証・資格書交付件数は減少傾向	収納率が低い市町村の収納率向上に資するよう、収納率向上に積極的に取り組んでいる市町村の事例などを参考に、収納事務の標準化を進める ①収納事務の年間スケジュールの作成、②短期被保険者証・資格証明書の交付基準の作成、③滞納処分の実施基準等の作成 ※基準等の詳細は未定	今後示される見込みの道の標準例や先進市町村の事例等を参考に、徴収担当職員の実務的なマニュアルの作成、短期被保険者証交付基準等の整理を行い、収納率向上を図る
	葬祭費	葬祭執行者に対し <b>25,000円/件</b> を支給	全道で支給額を <b>30,000円/件</b> に統一	<b>平成30年4月1日以降に葬祭を執行した場合、30,000円/件を支給</b>
	一部負担金減免	資産要件など <b>国基準より対象者を限定</b> する一方、対象医療費は <b>国基準の入院に加え外来も対象</b> としている	原則国の基準に準拠しつつ、道内市町村の取り扱い状況を踏まえ、今後標準例として整理する予定	現在の運用において道の標準例より <b>狭い部分は標準例に合わせつつ、対象医療費については、現状どおり外来も対象とする方向で検討</b>
	高額療養費支給申請勧奨	支給見込額が1万円以上の者に対し申請勧奨を実施 ※各市町村が独自の基準で勧奨を実施	<b>500円以上の支給が見込まれる者に対して申請勧奨を実施</b> ※70歳以上の者のみで構成される世帯に対する手続きの簡略化も検討	道の標準例にあわせ <b>500円以上支給が見込まれる者に対し勧奨を実施</b> <b>70歳以上の者のみで構成される世帯</b> については、領収書の添付を不要とするなど、 <b>手続きの簡略化を検討</b>
事務処理システム	パッケージシステムを利用した帯広市の基幹システムの一機能として、国保の事務処理システムを構築	国が無償で提供し、北海道がクラウド環境を構築する事務処理標準システムの利用を通じ、システムの統一により事務処理手法・基準の統一を図る	<b>平成32年度を目処に北海道クラウドへの参加</b> できるよう、システム移行に向けた準備を実施	
データヘルス計画の策定	国・道の法定計画やけんこう帯広21に基づき、国保における保健事業の事業実施計画として平成26年度に第1期計画(H27~29)を策定。現在第2期計画(H30~35)の策定作業中	計画策定により優先的に取り組むべき健康課題を浮かび上げさせ、限りある人的資源がより効果的に投入されることが期待されるため、道はすべての市町村で計画が策定されるよう支援し、生活習慣病の発症予防や重症化予防の取り組みが充実するよう支援する	第2期計画においては、データ分析等より浮き上がった健康課題のうち、対象者層の幅が広い、個人の生活や経済的な負担への影響が大きい、予防が可能などの観点から <b>優先課題を抽出し、取り組みの重点化を図る</b>	

## 納付金・標準保険料率本算定(仮係数)結果

- 平成30年度の納付金及び標準保険料率の本算定(仮係数)結果については次のとおりです。
- 診療報酬改定や国・道補助金の配分の調整などを踏まえた最終的な算定結果については、1月中旬に示される見込みです。
- 本算定(仮係数)結果に基づき予算編成作業を進めつつ、平成30年度当初予算には最終的な確定数値で計上する予定です。
- 平成30年度の保険料率は、条例で算定方法を規定し、所得等が明らかになった平成30年5月に決定します。

	比較対象	第3回仮算定	本算定(仮係数)	増減(比較対象対比)	増減率
納付金総額	-	4,688,893千円	<b>4,592,402千円</b>	-	-
保険料で集めるべき額	-	3,813,638千円	<b>3,637,863千円</b>	-	-
保険料率	所得割	15.09%	10.72%	<b>11.64%</b>	<b>△3.45%</b>
	均等割	H29料率 44,060円	54,334円	<b>56,231円</b>	<b>12,171円</b>
	平等割	45,000円	35,540円	<b>35,770円</b>	<b>△9,230円</b>
1人当たり保険料	H29	131,299円	121,568円	<b>124,795円</b>	<b>△6,504円</b>
モデル世帯保険料	H29	434,700円	358,500円	<b>380,800円</b>	<b>△53,900円</b>

※1人当たり保険料 激変緩和の基準値となる1人当たり保険料は138,153円(H28、法定外繰入前)であるもの  
※モデル世帯 基礎控除額33万円控除後の所得金額が200万円の40歳~64歳の夫婦2人世帯

## 今後のスケジュール及び準備作業等(予定)

年月	北海道	帯広市
H29.11月	H30概算納付金提示 北海道国民健康保険条例提案	帯広市国保会計予算編成(概算) 赤字解消計画決定
H29年内	事務(基準)の標準例等提示	市における事務処理・基準等を検討
H30.1月	H30確定納付金提示	帯広市国保会計予算編成(最終調整) 運営協議会に条例改正等の諮問・答申
H30.2月	北海道国保会計予算、関連条例提案	新制度施行
H30.3月		
H30.4月		
H30.5月		
H30.6月		H30保険料率算定 H30保険料率当初賦課
H32年度	次期運営方針(H33~35)の検討	次期運営方針にあわせた対応の検討
H36年度	納付金の激変緩和終了(保険料水準の統一)	